

令和3年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	その他
議案番号	議案第45号	議案名	琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について		
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定するもの。				
内容	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 名称 琴浦町漁村センター</p> <p>(2) 位置 琴浦町大字赤碕1708番地2</p> <p>2 指定管理者概要</p> <p>(1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1735番地先</p> <p>(2) 団体名 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(3) 代表者 代表理事組合長 祇園 行裕</p> <p>(4) 指定管理期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで(3年間)</p> <p>3 選定理由</p> <p>赤碕町漁業協同組合は地域の漁業者により構成され、組織・運営体制が確立されており、水産関係者のみならず地域と一体となった活動を行っている。</p> <p>また、同組合は当該施設設置当初から施設の管理運営を優良に実施してきたことから、今後もその実績を活かし、漁業者等と協力し、町水産業の促進を図ることが期待できるため、指定管理者に指定するもの。</p>				
補足事項					